

第二期子ども・子育て支援事業計画（骨子案）

子ども・子育て支援事業計画

I 計画策定の趣旨

子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に策定

【根拠法令】 子ども・子育て支援法

II 計画の基本的な考え方

1 基本理念

つなごう 広げよう 子育ての輪 親子の笑顔があふれるまち射水
（方針） ～子どもたちの輝く未来のために～

- 子どものすこやかな成長への支援
- 家庭における子育てへの支援
- 地域で支える子育て支援

2 施策体系

- | | |
|---------------------|------------------|
| (1) 幼児教育・保育環境の整備 | (2) 保護者への支援体制の整備 |
| (3) 支援が必要な子供・家庭への支援 | (4) 親と子の健康づくりの充実 |
| (5) 仕事と子育ての両立支援 | |

III 計画の期間

2015年度から2019年度までの5年間

第二次子どもに関する施策推進計画

I 計画策定の趣旨

子どもが健やかで心豊かな大人として成長できるような環境を整えていくための施策を推進するなど、子どもに関する施策を総合的かつ計画的にするために策定

【根拠法令】 射水市子ども条例

II 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもの幸せと健やかな成長を図る社会の実現

2 重点的な視点

- (1) 子どもはかけがえない一人の人間である
- (2) 大人それぞれが役割を担い、連携する

3 基本目標

- (1) 子どもの権利に関する意識を高めます
- (2) かけがえない一人の人間として生きる子どもの成長を支えます
- (3) 子どもの権利の侵害に関する相談・救済体制を整えます

III 計画の期間

2019年度から2024年度までの6年間

子どもの未来応援計画

I 計画策定の趣旨

子どもたちの将来がその生まれ育った環境により夢や希望がかなえられない等といったことがないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本的な方向性を定めることを目的として策定

【根拠法令】 子どもの貧困対策の推進に関する法律

II 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもたちの将来が、生まれ育った環境に左右されず、自分の可能性を信じて挑戦し、未来を切り拓いていける社会の実現

2 施策の柱

- | | | | |
|----------------|-----------|-----------|-----------|
| (1) 教育の支援 | (2) 生活の支援 | (3) 就労の支援 | (4) 経済的支援 |
| (5) つなぐ支援体制の整備 | | | |

III 計画の期間

2018年度から2020年度までの3年間

第二期子ども・子育て支援事業計画

I 計画策定の趣旨

三つの計画は、子ども、親、子育てする家庭などからの視点、子ども自身の成長やその成長を支える環境づくりの視点からそれぞれ策定されているが、事業が重複しているだけでなく、同一事業の進捗状況をそれぞれの計画で管理していることから、「第2次射水市子どもに関する施策推進計画」「射水市子どもの未来応援計画」を「第二期射水市子ども・子育て支援事業計画」に一本化するとともに、社会情勢等を踏まえながら、子どもや子育て家庭への支援をより一層推進するために策定する。

II 計画の位置付け

本市の子ども・子育て支援に係る三つの計画の基本的な考え方等を継承し、一本化するとともに、上位計画である「射水市総合計画」やその他関連計画と整合を図りながら策定する。

III 計画の期間

2020年度から2024年度までの5年間

基本理念

つなごう 広げよう 子育ての輪 親子の笑顔があふれるまち射水
～子どもたちの輝く未来のために～

（方針）

- 子どもの幸せを第一とする支援
- 子どものすこやかな成長への支援
- 家庭における子育てへの支援
- 地域で支える子育て支援

施策体系

- (1) 子どもの権利保護の推進
 - (2) 幼児教育・保育環境の整備
 - (3) 保護者への支援体制の整備
 - (4) 支援が必要な子ども・家庭への支援
 - (5) 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進
 - (6) 親と子の健康づくりの充実
 - (7) 仕事と子育ての両立支援
- ※七つの体系ごとに、三つの計画の具体的な施策を整理（別紙1）

推進体制

- (1) 射水市子ども・子育て会議等において計画の進捗状況を評価、検証
 - (2) 福祉、教育、保健等の庁内関係課との連携・調整
 - (3) 家庭、地域、企業、関係機関等の役割
 - (4) 計画の周知・浸透
 - (5) 社会情勢の変化等を踏まえた施策の充実や見直し
- ※各体制の具体的な内容については、別紙2のとおり。